

## 2.5.2 風力発電事業

風力発電事業の事業開始時からの供給電力量（売電量）及び料金収入の推移は、  
【表 2.5.2】 のとおりである。

【表 2.5.2】 風力発電供給電力量（売電量）及び料金収入の推移

年 度	供給電力量 (kWh)	計画売電電力量 (kWh)		料金収入 (円)
		計画売電電力量 (kWh)	比率 (%)	
平成 13	1,613,779	2,137,000	75.5	18,397,080
14	3,546,280	8,549,000	41.5	40,427,592
15	6,359,885	8,549,000	74.4	72,502,689
16	6,052,060	6,240,000	97.0	68,993,484
17	5,166,260	6,607,000	78.2	58,895,364

(注 1) 料金収入は税抜きで表示している。

(注 2) 供給電力量の比率は、「年間計画売電電力量」（年間目標電力量）に対する割合（年間目標達成率）を示したものである。

### 3 水道事業の概要

#### 3.1 沿革

京都府南部地域の住民生活や産業活動に必要な水道水を安定的に供給するため、用水供給事業を実施している。

水道事業の沿革についてまとめたものが、【表 3.1】である。

【表 3.1】水道事業の沿革

昭和	36年 12月	宇治浄水場の建設に着手
	39年 12月	城陽市（当時 久世郡城陽町）に給水を開始
	40年 6月	宇治市に給水を開始
	43年 4月	久世郡久御山町に給水を開始
同 年	7月	八幡市（当時 綴喜郡八幡町）に給水を開始
	47年 11月	木津浄水場の建設に着手
	52年 10月	木津川市（当時 相楽郡木津町）に給水を開始
	53年 7月	京田辺市（当時 綴喜郡田辺町）に給水を開始
	60年 10月	京都府南部地域広域的水道整備計画を策定
	63年 7月	相楽郡精華町に給水を開始
平成	4年 4月	乙訓浄水場の建設に着手
	9年 3月	宇治浄水場に高度浄水処理施設を整備
	12年 10月	向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町に給水を開始

3.2 施設の概要

各浄水場の施設の概要は、【表 3.2】のとおりである。

【表 3.2】各浄水場の施設概要

浄水場の名称	宇治浄水場			木津浄水場			乙訓浄水場		
浄水場所在地	宇治市宇治下居			木津川市吐師医王寺			京都市西京区御陵		
創設事業認可年月日	S36年12月28日			S46年3月31日			S62年3月31日		
最大取水量	0.9m <sup>3</sup> /秒			0.6m <sup>3</sup> /秒			0.575m <sup>3</sup> /秒		
水源の種別	ダム湖水(天ヶ瀬ダム)			表流水(木津川)			表流水(保津川)		
1日最大給水量 (計画)	72,000m <sup>3</sup> /日 (96,000m <sup>3</sup> /日)			48,000m <sup>3</sup> /日 (72,000m <sup>3</sup> /日)			46,000m <sup>3</sup> /日 (68,800m <sup>3</sup> /日)		
建設年度	S36～S52			S46～H8			H4～H12		
給水対象団体 及び 給水開始年月	城陽市(S39年12月)			木津川市(S52年10月)			向日市(H12年10月)		
	宇治市(S40年6月)			京田辺市(S53年7月)			長岡京市(H12年10月)		
	久御山町(S43年4月)			精華町(S63年7月)			大山崎町(H12年10月)		
	八幡市(S43年7月)								
供給料金(円/m <sup>3</sup> )	基本	従量	超過	基本	従量	超過	基本	従量	超過
S39.12.28～S50.12.31	—	14.14	—	—	—	—	—	—	—
S51.1.1～S52.9.30		21.21		—	—	—			
S52.10.1～S54.3.31		32		52	22	200			
S54.4.1～S59.3.31		43		72					
S59.4.1～H4.9.30		49		76	31	232			
H4.10.1～H5.3.31	32	11	96	77	31	256			
H5.4.1～H9.3.31	35			79	32				
H9.4.1～H11.3.31	37	17	135			356			
H11.4.1～H12.9.30									
H12.10.1～H16.3.31	43	19		86	39	89	42	402	
H16.4.1～							92	36	251

(注) H12.10.1～H16.3.31の乙訓浄水場の基本料金は暫定料金である。

### 3.2.1 宇治浄水場

京都府南部地域の宇治市、城陽市、八幡市及び久世郡久御山町では、昭和 30 年代に入って人口が急増し、各市町の自己水源だけでは水道水の安定供給が困難になってきたことから、地元の要請を受けた京都府が水道用水供給事業に取り組むこととなった。そこで、昭和 36 年 12 月に「京都府天ヶ瀬上水道水道用水供給事業」として建設に着手し、昭和 39 年 12 月に 1 日最大給水能力 24,000 $\text{m}^3$ の施設を完成させ、給水を開始した。その後、二度の拡張事業を経て、昭和 53 年 3 月には 1 日最大給水能力 96,000 $\text{m}^3$ の施設を完成させた（平成 17 年度に水利権の一部放棄に伴い、1 日最大給水量を 72,000 $\text{m}^3$ に変更した）。

なお、平成 17 年度の 1 日最大給水量は 68,241 $\text{m}^3$ であった。

【写真 3.2.1】 宇治浄水場全景（京都府企業局提供）



### 3.2.2 木津浄水場

木津川左岸にある京田辺市、木津川市（旧相楽郡木津町の区域）及び相楽郡精華町では、昭和40年代に入って大規模な住宅開発の建設が計画され、人口増加に伴う水道水の需要増に対して、自己水源だけでは安定供給が困難になってきた。そこで、京都府は地元の要請を受けて、昭和46年4月に「第2山城水道用水供給事業」に着手し、昭和52年10月から給水を開始した。その後、平成9年3月には、1日最大給水能力を48,000 $\text{m}^3$ に拡張する第1次拡張整備が概成し、引き続き導水施設や排水処理施設の整備を進め、平成17年3月に第1次拡張整備を完成させた。

なお、平成17年度の1日最大給水量は36,195 $\text{m}^3$ であった。

【写真 3.2.2】 木津浄水場全景（京都府企業局提供）

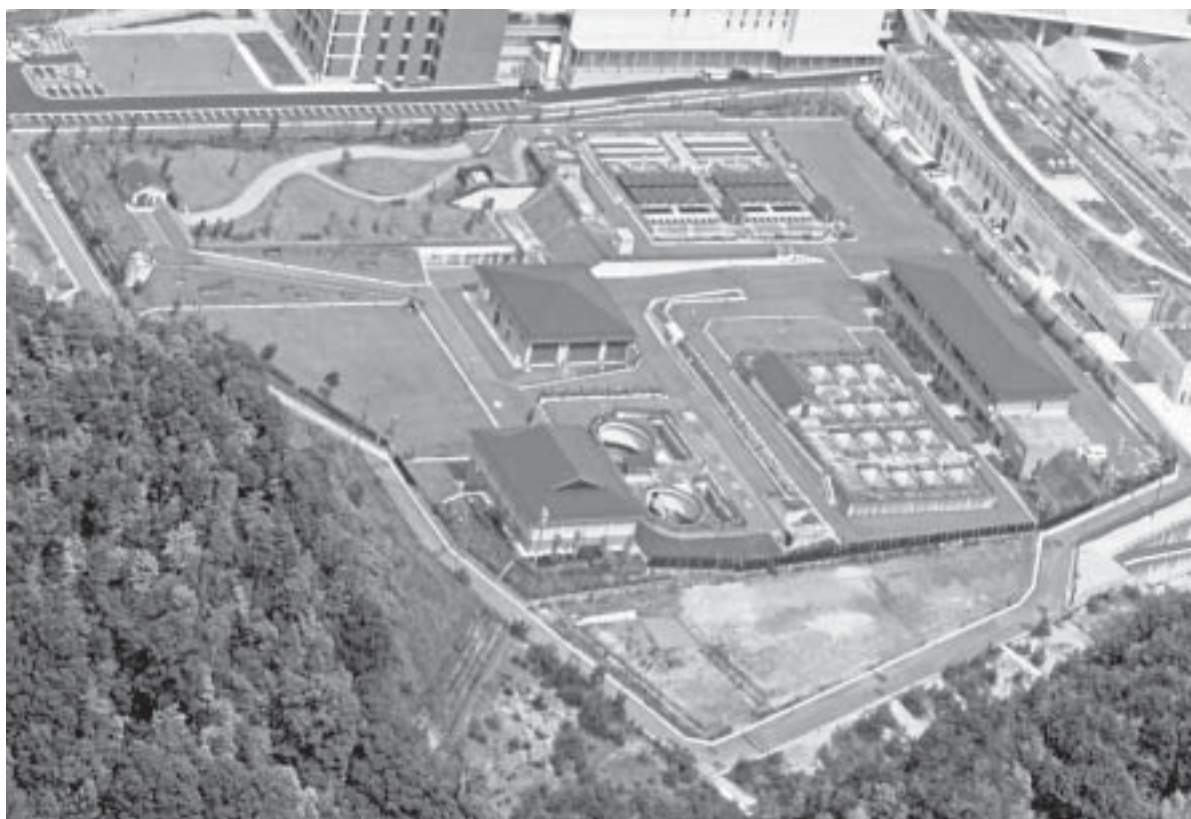


### 3.2.3 乙訓浄水場

長年、都市用水を地下水に頼ってきた乙訓地域（向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町）において、その過剰な汲み上げによって地下水位の低下や地盤沈下等が懸念される事態となったことから、将来にわたって安全な水を安定的に供給するため、地元の要請を受け、平成4年12月に建設に着手し、平成12年10月に1日最大給水能力46,000 $\text{m}^3$ の施設を完成させ、給水を開始した。

なお、平成17年度の1日最大給水量は27,113 $\text{m}^3$ であった。

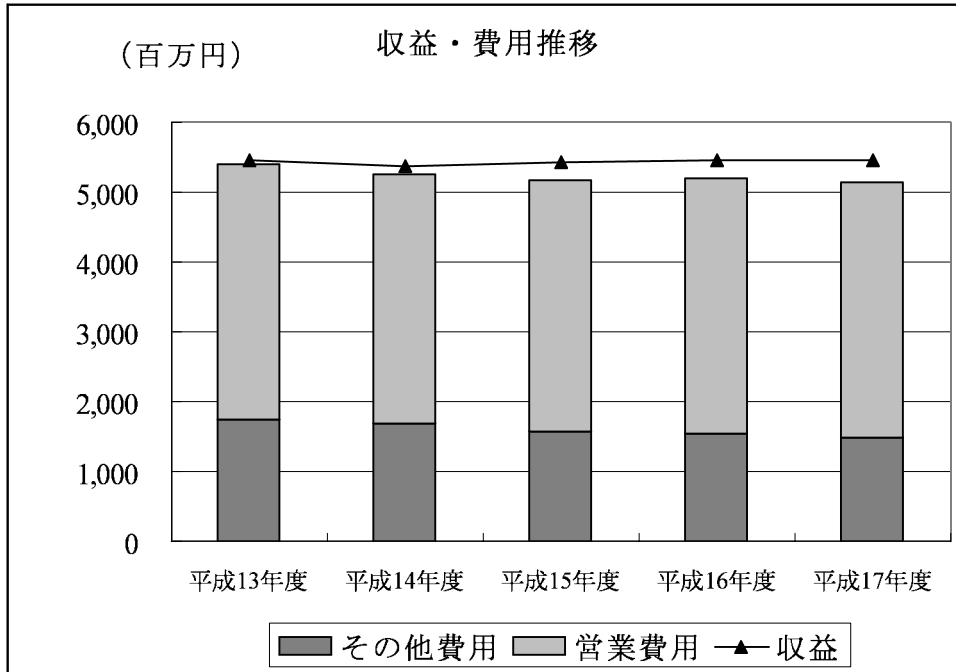
【写真3.2.3】乙訓浄水場全景（京都府企業局提供）



### 3.3 決算の概要

水道事業の過去5年間の決算数値をグラフで示したものが【図 3.3】である。

【図 3.3】水道事業の決算推移



### 3.4 給水実績

#### 3.4.1 宇治浄水場

宇治浄水場における給水実績の推移は、次ページの【表 3.4.1】のとおりである。

【表 3.4.1】宇治浄水場給水実績の推移

(単位：m<sup>3</sup>)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
宇治市	基本	年間水量	22,301,500	22,922,000	22,984,800	22,922,000	
		日水量	61,100	62,800			
	従量	年間給水量	15,680,209	15,518,387	15,503,241	15,404,508	15,591,145
		日平均給水量	42,959	42,516	42,359	42,204	42,715
		日最大給水量	(7/28) 63,540	(7/31) 50,335	(9/2) 48,736	(7/19) 48,057	(7/21) 49,077
城陽市	基本	年間水量	5,018,750	5,146,500	5,160,600	5,146,500	
		日水量	13,750	14,100			
	従量	年間給水量	2,165,287	2,137,874	2,100,871	2,109,092	2,066,990
		日平均給水量	5,932	5,857	5,740	5,778	5,663
		日最大給水量	(7/28) 11,794	(2/17) 10,680	(4/16) 9,893	(7/19) 9,901	(3/5) 9,757
八幡市	基本	年間水量	7,126,625	7,263,500	7,283,400	7,263,500	
		日水量	19,525	19,900			
	従量	年間給水量	4,222,637 <2,598,770>	4,246,781 <2,433,780>	4,242,666 <2,294,410>	4,542,524 <2,467,300>	4,532,594 <1,840,900>
		日平均給水量	11,569 <7,120>	11,635 <6,668>	11,592 <6,269>	12,445 <6,760>	12,418 <5,044>
		日最大給水量	(5/17) 15,679 (7/13) <11,530>	(7/7) 15,705 (12/11) <9,640>	(3/7) 14,783 (3/7) <9,910>	(7/19) 15,988 (3/24) <10,550>	(3/26) 16,161 (12/11) <11,960>
久御山町	基本	年間水量	3,878,125	4,088,000	4,099,200	4,088,000	
		日水量	10,625	11,200			
	従量	年間給水量	1,934,576	1,950,617	2,005,514	1,974,377	1,912,135
		日平均給水量	5,300	5,344	5,480	5,409	5,239
		日最大給水量	(7/4) 8,275	(7/4) 8,806	(4/17) 8,753	(6/22) 8,464	(6/29) 7,581
計	基本	年間水量	38,325,000	39,420,000	39,528,000	39,420,000	
		日水量	105,000	108,000			
	従量	年間給水量	24,002,709 <22,378,842>	23,853,659 <22,040,658>	23,852,292 <21,904,036>	24,030,501 <21,955,277>	24,102,864 <21,411,170>
		日平均給水量	65,761 <61,312>	65,352 <60,385>	65,170 <59,847>	65,837 <60,151>	66,035 <58,661>
		日最大給水量	(7/28) 95,216 (7/28) <82,050>	(7/4) 79,955 (7/31) <73,762>	(8/4) 76,206 (8/4) <69,600>	(7/19) 80,210 (7/19) <72,902>	(7/21) 77,601 (8/4) <68,241>
		施設利用率 (%)	62.6 <63.9>	60.5 <62.9>	60.3 <62.3>	61.0 <62.7>	61.1 <61.1>
		最大稼働率 (%)	90.7 <85.5>	74.0 <76.8>	70.6 <72.5>	74.3 <75.9>	71.9 <71.1>

(注) 日最大給水量の ( ) 内は発生日、< > は木津浄水場からの給水量を差し引いた給水量を示している。



3.4.2 木津浄水場

木津浄水場における給水実績の推移は、【表 3.4.2】のとおりである。

【表 3.4.2】 木津浄水場給水実績の推移 (単位：m<sup>3</sup>)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
京 田 辺 市	基	年間水量		4,562,500	4,575,000	4,562,500	
	本	日 水 量		12,500			
	従	年間給水量	2,819,618	2,735,712	2,525,765	2,510,354	2,501,591
量	日平均給水量	7,725	7,495	6,901	6,878	6,854	
	日最大給水量	(7/24) 10,032	(7/24) 10,224	(1/22) 8,751	(7/29) 10,144	(7/21) 8,687	
	基	年間水量		5,475,000	5,490,000	5,475,000	
木 津 川 市	本	日 水 量		15,000			
	従	年間給水量	2,864,163	2,934,349	3,045,258	3,159,977	3,482,579
	日平均給水量	7,847	8,039	8,320	8,657	9,541	
量	日最大給水量	(7/2) 9,922	(7/29) 9,518	(8/31) 9,819	(6/28) 10,551	(1/9) 11,299	
	基	年間水量		4,197,500	3,102,500	3,111,000	3,102,500
	本	日 水 量		11,500	8,500		
精 華 町	従	年間給水量	1,535,161	1,740,471	1,768,798	1,885,165	1,779,759
	日平均給水量	4,206	4,768	4,833	5,165	4,876	
	日最大給水量	(6/18) 5,255	(7/4) 5,877	(9/4) 5,655	(7/8) 5,782	(6/16) 5,802	
小 計	基	年間水量		14,235,000	13,140,000	13,176,000	13,140,000
	本	日 水 量		39,000	36,000		
	従	年間給水量	7,218,942	7,410,532	7,339,821	7,555,496	7,763,929
八 幡 市	日平均給水量	19,778	20,303	20,054	20,700	21,271	
	日最大給水量	(7/2) 25,000	(7/29) 25,388	(5/5) 23,317	(7/29) 25,770	(7/21) 24,744	
	従	年間給水量	1,623,867	1,813,001	1,948,256	2,075,224	2,691,694
合 計	日平均給水量	4,449	4,967	5,323	5,686	7,375	
	日最大給水量	(7/29) 13,973	(3/10) 10,146	(2/11) 11,155	(7/8) 8,250	(12/31) 14,173	
	従	年間給水量	8,842,809	9,223,533	9,288,077	9,630,720	10,455,623
計	日平均給水量	24,227	25,270	25,377	26,386	28,646	
	日最大給水量	(7/29) 35,371	(12/31) 32,538	(2/11) 33,443	(7/29) 33,749	(12/31) 36,195	
	施設利用率 (%)	50.5	52.6	52.9	55.0	59.7	
	最大稼働率 (%)	73.7	67.8	69.7	70.3	75.4	

(注) 日最大給水量の ( ) 内は発生日を示している。

3.4.3 乙訓浄水場

乙訓浄水場における給水実績の推移は、【表 3.4.3】のとおりである。

【表 3.4.3】 乙訓浄水場給水実績の推移 (単位：m<sup>3</sup>)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
向 日 市	基 本	年間水量		4,635,500	4,648,200	4,635,500	
		日 水 量					12,700
	従 量	年間給水量	2,313,097	1,963,824	2,164,210	2,076,947	2,090,023
		日平均給水量	6,337	5,380	5,913	5,690	5,726
		日最大給水量	(3/19) 7,101	(4/2) 6,714	(4/17) 9,440	(3/10) 8,393	(11/9) 6,593
長 岡 京 市	基 本	年間水量		9,490,000	9,516,000	9,490,000	
		日 水 量					26,000
	従 量	年間給水量	4,360,428	4,186,246	5,240,847	5,827,827	5,521,127
		日平均給水量	11,946	11,469	14,319	15,967	15,126
		日最大給水量	(4/18) 15,624	(6/11) 15,419	(7/2) 25,231	(7/15) 21,505	(8/8) 18,838
大 山 崎 町	基 本	年間水量		2,664,500	2,671,800	2,664,500	
		日 水 量					7,300
	従 量	年間給水量	993,324	907,152	854,783	890,654	948,848
		日平均給水量	2,721	2,485	2,335	2,440	2,600
		日最大給水量	(10/11) 4,065	(5/26) 4,079	(10/15) 2,955	(10/27) 3,892	(12/7) 4,399
計	基 本	年間水量		16,790,000	16,836,000	16,790,000	
		日 水 量					46,000
	従 量	年間給水量	7,666,849	7,057,222	8,259,840	8,795,428	8,559,998
		日平均給水量	21,005	19,335	22,568	24,097	23,452
		日最大給水量	(4/18) 24,539	(6/11) 24,683	(7/2) 33,510	(7/15) 30,023	(8/8) 27,113
		施設利用率 (%)	45.7	42.0	49.1	52.4	51.0
	最大稼働率 (%)	53.3	53.7	72.8	65.3	58.9	

(注) 日最大給水量の ( ) 内は発生日を示している。

### 3.5 京都府営水道管内図

京都府営水道管内図を示した資料が次の【図 3.5】である。

【図 3.5】 京都府営水道管内図



【図 3.5】 から京都府南部に展開する 3 つの浄水場の位置関係が明確になるとともに、これら 3 浄水場を送水管で接続し、統合水運用を図るといふ広域化施設整備事業が進行中である。

#### 4 工業用水道事業の概要

##### 4.1 沿革

長田野工業団地及び綾部工業団地の立地企業に対して、安定した工業用水を供給するために工業用水道事業を実施している。この工業用水道事業の沿革についてまとめたものが、【表 4.1】である。

【表 4.1】 工業用水道事業の沿革

昭和	46年 6月	長田野工業用水道の建設に着手（第1期工事）
	47年 6月	長田野工業用水道事務所を設置
	同年 11月	長田野工業団地に給水を開始
	55年 4月	長田野工業用水道事業第2期工事に着手
	62年 4月	京都府公営企業管理事務所を設置
平成	3年 4月	長田野工業用水道事業第3期工事に着手
	6年 4月	綾部工業団地に給水を開始

##### 4.2 施設の概要

工業用水道の施設の概要は、【表 4.2】のとおりである。

【表 4.2】 工業用水道の施設概要

事業名	長田野工業用水道事業	給水事業所数	長田野工業団地	25事業所
所在地	福知山市石原 1158	(H17年4月現在)	綾部工業団地	11事業所
水源	由良川表流水	建設期間	創設工事(S46年4月～49年3月)	
最大取水量	0.463m <sup>3</sup> /秒		第1次拡張(S55年4月～57年3月)	
計画1日最大給水量	37,150m <sup>3</sup> /日		第2次拡張(H3年4月～6年3月)	
給水開始	長田野 S47.11.25、綾部 H6.4.1	建設事業費	3,035,887 千円	
供給料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	期間	基本	特定	超過
	S47.11.25～S50.12.31	6円	6円	12円
	S51.1.1～S55.3.31	9円	9円	18円
	S55.4.1～S59.3.31	15円	18円	30円
	S59.4.1～	20円	24円	40円
平成4年4月1日から100分の103を、平成9年4月1日から100分の105を乗じた額を供給料金としている。				

長田野工業用水道は由良川に水源を求めて建設し、1日最大給水量 18,575 $\text{m}^3$ の能力で昭和47年11月から給水を開始した。その後、受水企業の生産規模の拡大及び新規立地に伴う水需要の増加が見込まれたため、施設の第1次拡張を行い、昭和57年4月から1日最大給水量 37,150 $\text{m}^3$ の施設で給水を行っている。

昭和62年4月には、業務運営の効率化を図るため、組織の再編とあわせて施設の近代化を実施し、電気事業とともに京都府公営企業管理事務所で運転・管理を行っている（京都府公営企業管理事務所に浄水施設等を設置している）。

また、京都府が綾部市とよさか町他に造成した綾部工業団地にも給水を行うため、平成3年度から平成5年度にかけて第2次施設拡張を行い、平成6年4月から同団地にも給水を行っている。

平成18年5月現在、両工業団地の36事業所等に供給している。

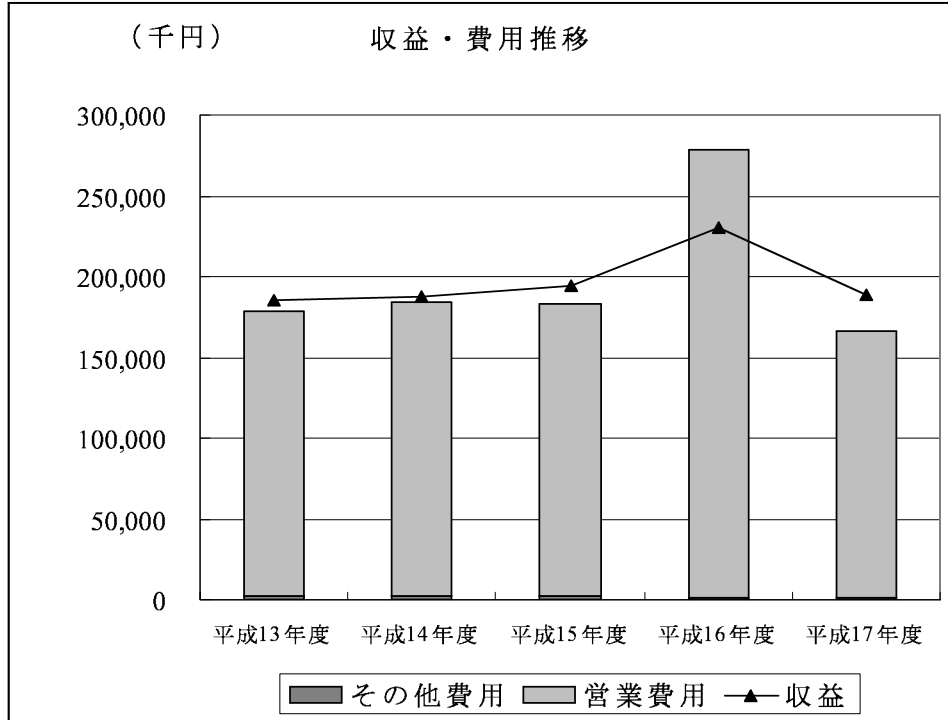
【写真4.2】公営企業管理事務所全景（京都府企業局提供）



### 4.3 決算の概要

工業用水道事業の過去5年間の決算数値をグラフで示したものが【図 4.3】である。

【図 4.3】 工業用水道事業の決算推移



#### 4.4 給水実績

工業用水道事業における給水実績の推移は、【表 4.4】のとおりである。

【表 4.4】工業用水道事業給水実績の推移

年 度	受水事業所数	基本使用水量(年度末) (m <sup>3</sup> /日)	基本/施設能力 (%)	年間使用水量		
				基本使用水量 (m <sup>3</sup> )	実 給 水 量 (m <sup>3</sup> )	実績/基本 (%)
昭和 47	3	2,300	12.4	132,500	15,468	11.7
50	11	5,210	26.1	1,801,280	412,652	22.9
55	16	16,540	89.0	6,028,000	3,939,303	65.4
60	21	17,500	47.1	6,299,660	3,065,278	48.7
平成 元	23	17,850	48.0	6,499,950	2,797,272	43.0
2	23	18,790	50.6	6,858,350	3,388,314	49.4
3	24	21,850	58.8	7,664,040	3,714,264	48.5
4	24	21,730	58.5	7,931,450	3,824,983	48.2
5	24	21,680	58.4	7,913,200	3,857,284	48.7
6	29	22,100	59.5	8,044,190	3,817,749	47.5
7	30	22,830	61.5	8,296,430	3,707,900	44.7
8	32	23,240	62.6	8,405,420	3,723,613	44.3
9	33	23,710	63.8	8,585,830	3,827,381	44.6
10	35	24,010	64.6	8,714,750	3,250,436	37.5
11	36	24,660	66.4	8,985,860	3,175,901	35.3
12	37	24,950	67.2	9,080,470	3,346,099	36.8
13	37	24,970	67.2	9,126,250	3,270,484	35.8
14	36	25,170	67.8	9,128,950	3,425,662	37.5
15	36	25,330	68.2	9,250,650	3,829,306	41.4
16	36	25,560	68.8	9,171,870	3,823,419	41.7
17	36	25,470	68.6	9,220,570	4,379,656	47.5

(注) 施設能力は、計画 1 日最大給水量 37,150m<sup>3</sup>/日

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1 各事業に共通する事項

##### 1.1 契約事務及び財産管理

##### 1.1.1 契約事務について

平成 17 年度の工事費、修繕費、委託費等の業務契約につき、予定価格調書、入札結果報告書、履行確認調書及び契約書等を検討した結果は、【表 1.1.1】のとおりである。

【表 1.1.1】 契約事務検討結果要約 (単位：件)

	指名競争入札	随意契約
電 気 事 業	6	11
水 道 事 業	9	9
工業用水道事業	3	3
計	18	23

上記について、業務契約の相手方、契約金額及び契約方法等について、その内容を検討するとともに、契約手続が地方自治法、同施行令及び京都府公営企業会計規程等の関係法令に合致しているか否かその合規性を検証した結果、問題となる事項は検出されなかった。

##### 1.1.2 財産管理について

行政目的遂行に必要と判断され、適正な価格により取得された固定資産について、適正な管理が行われているか否かについて、現地往査時に台帳より無作為に抽出した「機械及び装置」、「工具器具及び備品」を实地照合した結果は、次ページの【表 1.1.2】のとおりである。



【表 1.1.2】 実査対象資産内訳 (単位：円)

	実査件数	実査対象資産の金額
電 気 事 業	2	7,556,678
水 道 事 業	10	344,490,537
工業用水道事業	8	409,645,125
計	20	761,692,340

上記資産について、現物監査を行った結果、全ての現物が確認された。また、京都府公営企業会計規程で定められている「毎事業年度少なくとも1回以上固定資産について固定資産台帳を照合し、その結果を知事に報告しなければならない。」という手続についても、稟議書及び固定資産実地照合一覧表を閲覧の結果、適正に行われており、問題となる事項は検出されなかった。

## 1.2 地方公営企業について

各事業の検討を行う前に、その前提となる地方公営企業（以下、公営企業という）とはどのようなものであるかについて明らかにしたい。

地方公共団体は地域住民の福祉の向上、地域の発展に資するため、社会福祉、教育、土木、消防、警察等の一般的な行政活動のほか、医療の提供、水の供給、交通手段の確保等のため、多様な事業活動を行っている。公営企業とは、このような事業を行うため、地方公共団体が事業主体となって経営する企業の総称である。これは営利を目的とするものではなく、公共の福祉の増進を目的として設立され経営されるものである。

地方公営企業関係法令では、地方公共団体の行う事務処理の1つとして、水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業等の企業を経営することを規定しており、直接企業を経営することも地方公共団体のサービスの一環であることが明確になっている（地方財政法第6条、地方財政法施行令第37条、地方公営企業法第2条など）。

公営企業は公共の福祉の増進を目的に運営されるが、運営に要する諸費用について

は受益者負担を原則としており、独立採算を基本としている。したがって、地方公共団体において公営企業会計は一般会計から切り離し、基本的には特別会計で対応している。地方財政法第6条によると、政令で定める公営企業については特別会計を設けて経理を行うとされており、また公営企業の経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てるとして、独立採算によることが指示されている。

しかしながら、公営企業は民間企業と異なり、公共の福祉の増進を達成するため採算の悪い事業経営でも行わざるを得ず、必ずしも独立採算が成立するわけではない。したがって、独立採算が成り立たない場合には、結果として地方公共団体の一般会計または他の特別会計が負担することになる。この点、地方財政法第6条では、次のように独立採算の例外についても規定を置いている。

- ① その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（いわゆる不採算経費）
- ③ 災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

ところで、地方公営企業法は「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。」（第3条）と規定し、経営の基本原則として公共性と経済性を掲げている。そもそも、地方自治法は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（第2条第14項）とし、また「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」（同第15項）としているが、公営企業においては、さらに強い経済合理性が求められているといえる。つまり、合理的で能率的な運営によって、最小の費用で最大の効果をあげ、自立的に再生産をすることが公共の福祉の増進に繋がるとの考えである。

### 1.3 経営状況を判断する上での修正事項

前述のとおり、公営企業における経営の基本原則は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」（地方公営企業法第3条）である。このため、その財務書類も官公庁の財務書類と企業の財務諸表の双方の性格を取り入れたものとなっている。いうまでもなく官公庁会計における財務書類が現金主義のもとで予算の執行実績を示す計算表となっているのに対し、企業会計の財務諸表は、発生主義のもと経済効率性を追求した結果としての企業の経営成績と財政状態を示すことによって企業実態を表すものとなっているから、公営企業の財務書類も上述の基本原則に則って発生主義により作成されることになる。

官公庁会計が、決算より予算を重視しているのに対し、公営企業会計では予算に劣らず決算も重視される。官公庁の場合は、租税収入等ほぼ見通しのついた財源の範囲内で各種政策をどのように実施するかが大きな関心事であって、それは予算において示されるのに対し、公営企業の場合は、一定のサービスの提供を通して公共の福祉の増進に努めつつ、いかに効率的経営を行うかが重要であるため、予算のみではなく経営状況の判断資料としての財務書類も重視されるのである。

こうした観点から京都府における公営3企業の財務書類について検討を加えた結果、公営企業会計において容認されている会計処理ではあるが、より適切に経営状況を開示するという意味において修正が望ましいと考えられる項目が以下のとおり検出された。

#### 1.3.1 みなし償却制度について

地方公営企業法施行規則では、「地方公営企業の有形固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下、「補助金等」という）をもつて取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、第一項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。」（第8条第4項）

と規定され、いわゆる「みなし償却制度」を容認している。なお、無形固定資産についても同様に、同第9条第3項において上記第8条第4項が準用され「みなし償却制度」が容認されている。

京都府においても、みなし償却制度が認められる背景及び補助金等を支出する趣旨を斟酌し、補助金等を充当して取得した固定資産の取得価額のうち補助金等相当額について、みなし償却制度を採用している。そのため、みなし償却相当額については減価償却が行われておらず、その結果、水道事業や工業用水道事業における料金の算定に際して、当該みなし償却相当額は反映されていない。

みなし償却制度は、一般の企業会計において課税の繰延べを目的に行われる圧縮記帳と類似しているが、固定資産の帳簿価額に補助金等が含まれる点で圧縮記帳とは異なっている。このため、みなし償却を行った場合、当該みなし償却相当額が減価償却されることなく貸借対照表価額に含まれているため、貸借対照表は固定資産の適正な価額を表示しているとはいえない。また、減価償却費についても、みなし償却相当額が計上されていないため、本来計上すべき金額に比べて過少となり、その結果、損益計算書において適正な経営成績が表示されず、収益性についての正しい情報が得られない。

こうした問題点に対し、地方公営企業実務ハンドブックには、自治省（現 総務省）の見解として、「公営企業の資本的支出に補助金及び負担金等が充当される場合、補助金及び負担金等により取得した資産に係る減価償却費を料金に折り込み、利用者に負担させると投下資本の二重回収となり、これら補助金及び負担金等の趣旨に反すると考えられる。これが規則第8条第4項に所定のような特例が設けられている所以である。補助金及び負担金等により取得された資産に係る減価償却費が料金に折り込まれていないのでこのような特例は何ら期間損益計算を歪めるものではない」と記載されている。しかし、総務省から平成16年3月に地方公営企業会計制度研究〈中間報告〉が、平成17年3月には地方公営企業会計制度研究会〈報告書〉が公表され、同報告書では基本方針として、「①補助金については、引き続き、みなし償却制度を選択することを可能とするか否かについて検討する。②みなし償却制度を存続する場合行政サービス実施コスト計算等他の書類で他の年度に発生した減価償却費を含むすべ